

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月25日
更新年月日	( )
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	七尾市 17202
地域名 (地域内農業集落名)	能登島向田地区 (能登島向田)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	57.4 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	57.4 ha
② 田の面積	57.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における○才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

能登島向田地区の農地は担い手である(農)A、(農)Bの集積、集約が進んでいるが、今後のことを考えると後継者の育成が課題。

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

米を主要作物として継続していく。今後の状況を見極めたうえで特別栽培、有機栽培、高収益作物の栽培に取り組んでいく。

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地の多くは(農)A、(農)Bが農地中間管理機構を通して集積・集約しており、今後も農地利用を継続していく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	69.3 %	将来の目標とする集積率	69.3 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
可能な限り担い手が利用する農地の集積を進め、団地面積の拡大を図る。			

### 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

- (1) 農用地の集積、集団化の取組  
今後も担い手を中心に集積、集約を進め、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通じて進める。
- (2) 農地中間管理機構の活用方法  
所有者の貸付け意向があり、担い手も借り入れる意向があれば、農地中間管理機構を通じて集積していく。
- (3) 基盤整備事業への取組  
整備完了済。
- (4) 多様な経営体の確保・育成の取組  
後継者育成に努める。
- (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組  
作業の効率化が期待できる作業を受託する業者があれば、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等		⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

### 【選択した上記の取組内容】

①農地の周辺の山林については、計画的に緩衝帯をつくり、フェンスを設置しており、今後も地域で維持・管理に務める。

③個人農家は民間のドローン防除を利用し、(農)向田集落営農は自前でドローンを保持し、防除している。今後もそれらを活用し、作業の効率化を図っていく。

⑦多面的機能支払交付金を活用し、地域で農地保全・管理に務める。

#### 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2.「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4. 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

## 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

## 6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

### (留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。